

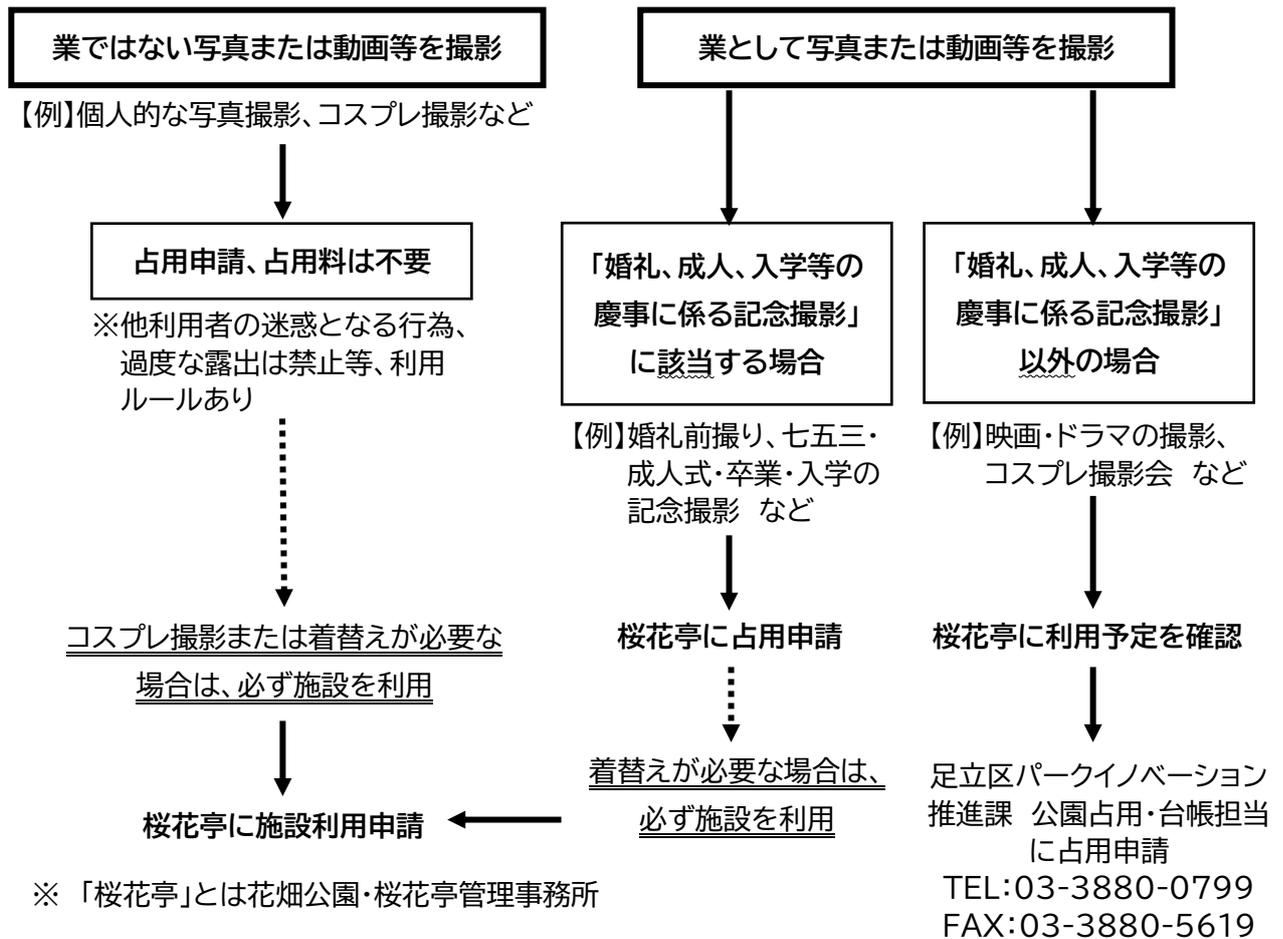
# 撮影受付(占用申請)について

2025年4月1日

花畑公園・桜花亭管理事務所

業として施設内で写真または動画等の撮影を行う場合は、占用許可が必要です。

※ 業としての撮影は、撮影に際して金銭の授受が発生する場合(プロのカメラマンに依頼など)や、撮影したものを商業的に使用する場合



※ 「桜花亭」とは花畑公園・桜花亭管理事務所

## 【受付開始日】

撮影日の2ヶ月前の月初(1日が休園日の場合は翌日、1月は1月5日)から

## 【受付】

花畑公園・桜花亭管理事務所の電話または窓口

【占用申請キャンセル時の還付(返金)について】

- ・ 受付は電話のみ。
- ・ やむを得ない事情(災害等による臨時閉園、利用者が入院等で来園不可など)の場合は、前日までに電話で 1 回のみ変更可能。基本、同月内で変更。ただし、変更可能日がない場合はその時点で予約可能な月内で変更可とする。  
(例:7/1 の予約変更→7 月内。変更可能日がない場合は 8・9 月内)
- ・ 還付(返金)率については、以下(表 1)のとおり。入金日が「本予約完了日」となる。
- ・ 利用料金の還付(返金)には、申請手続きが必要。返金は桜花亭窓口または指定口座に振込。振込の場合の手数料は、利用者が負担。
- ・ 利用当日及び前日にキャンセルの場合の還付(返金)はないが、キャンセル連絡は必要。連絡なくキャンセルの場合は、以後予約ができない可能性あり。

表 1 還付(返金)率

